⑨－２　特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※　委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
（５）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑩－１　特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	□	
⑩－２　特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※　再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。	□	
⑪　特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
⑫　特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第91条第２項第18号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑬　特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、	□	